

和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの立上げ支援) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県内の生産水準を維持すべく、農業現場へのスマート農業技術の導入、スマート農業技術等を活用する農業支援サービスの育成、活動の促進等に向けた体制を早急に進めていくため、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領(令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という)第2の3の(1)のイ及び(2)のイに掲げる事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱(令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知、以下「交付等要綱」という)、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年4月1日付け和歌山県規則第28号。以下「規則」という)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業は、交付等要綱別表1のIの3の(1)の②及び(2)の②に掲げる事業とする。

(交付の対象経費及び補助率)

第3 補助事業における補助金等交付の対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助事業名	補助対象経費	補助率
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の農業支援サービスの立上げ支援のうち		
(1) 農業支援サービス事業育成対策のうち②地域型サービス支援タイプ	交付等要綱並びに実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定額 (1事業実施主体当たり1,500万円を上限とする)
(2) スマート農業機械等の導入支援のうち②地域型サービス支援タイプ		1/2以内 (1事業実施主体当たり1,500万円を上限とする。ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円とする)

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出部数
事業計画書	別記第 1 号様式	1 部
収支予算書	別記第 2 号様式	1 部
誓約書	別記第 3 号様式	1 部

- 2 申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体については、この限りでない。

（交付条件）

第 5 規則第 6 条及び交付等要綱の規定により、補助金等の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の変更（当該事業費の額の 30%以内の増減を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ その他重要な変更として知事が認める場合
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第 4 号様式により遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けること。
- （3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、交付等要綱及びその他関係通知の定めるところに従わなければならないこと。
- （4）補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業主体は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を行うに当たって、事業実施主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等から減額して報告しなければならない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体について

当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

ウ 当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合には、知事の指示に従い、その状況等について別記第5号様式により知事に報告しなければならない。

- (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (6) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- (7) 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (8) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下、入札等という）に参加しようとする者に対し、別記第6号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（変更、中止又は廃止の承認）

第6 第5の（1）の規定により事業内容または補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更等承認申請書（別記第7号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添え、知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第7 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第 1 号様式	1 部	4 月 5 日又は当該事業の完了した日から 30 日経過した日のいずれか早い日
収支精算書	別記第 8 号様式	1 部	
財産管理台帳	別記第 9 号様式	1 部	

(着手の制限)

第 8 事業実施主体は原則として、交付決定後に事業を着手するものとする。ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、知事が別に定める交付決定前着手届（別記第 10 号様式）を知事に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(補助金の概算払)

第 9 規則第 16 条第 2 項の規定により、概算払による補助金等の交付を受けようとする場合には、和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）補助金概算払請求書（別記第 11 号様式）を作成し、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(成果目標に対する報告)

第 10 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の 6 月末日までに事業実施状況報告書（別記第 12 号様式）を作成し、別記第 13 号様式（加えて、目標年度における事業実施状況報告書には農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを添付）と併せて知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第 11 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の所在地を管轄する振興局を経由しなければならない。

(補助金の経理)

第 12 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号に定める財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(変更) 事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容

区分	事業費	補助金	その他	備考
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）のうち （１）農業支援サービス事業育成対策 （２）スマート農業機械等の導入支援	円	円	円	
合計				

3 事業の完了（予定）年月日 年 月 日

- 4 添付書類
- （１）農業支援サービス事業育成対策：実施要領の様式第2－1号、様式第2－2号、様式第2－3号
- （２）スマート農業機械等の導入支援：実施要領の様式第10－1号、様式第10－2号、様式第10－3号、様式第10－4号、様式第10－5号
- （農業機械専用運搬車を導入する場合にあつては様式第17号を添付）

（変更）収支予算書

1. 収入の部

区 分	予算額	備考
1 補助金	円	
2 自己資金		
合 計		

2. 支出の部

区 分	予算額	備考
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート 緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）のうち ○○○○	円	
合 計		

（注）

- 1 区分の欄の○○○○には、農業支援サービス事業育成対策又はスマート農業機械等の導入支援と記載のこと。
- 2 変更収支予算書の場合は、変更前の額を上段括弧書きとすること。

年 月 日

和歌山県知事 様

応募団体住所（郵便番号・事務所所在地）
応募団体名（名称及び代表者の役職・氏名）

誓約書

当団体は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

別記第4号様式（第5の(2)関係）

令和〇〇年度和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの立上げ支援）遅延届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第16の規定に基づき届け出ます。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
4. （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ことに対して講じた措置
5. その他

（注）括弧内は、該当するものを記載すること。

令和〇〇年度消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定があった和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）補助金について、和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）補助金交付要綱第5の(4)の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1	規則第14条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること。）
- （4）補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 (〇〇事業) には、要綱別表 1 に掲げる事業のうち該当する事業名を記載すること。

2 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（事業実施主体） 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の物品・役務契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

（注）1 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

2 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別記第7号様式（第6関係）

令和〇〇年度和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの立上げ支援）補助金変更等承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和〇〇年〇月〇日付け経第〇〇号で交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）補助金交付要綱第6の規定に基づき申請します。

記

- 1 〇〇（※1）の理由
- 2 経費の配分及び負担区分
（変更前）

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 （A＋B）	負担区分		備 考
			補助金 （A）	その他 （B）	
スマート農業・農業支援 サービス事業導入総合 サポート緊急対策事業 （農業支援サービスの 立上げ支援）のうち 〇〇〇〇		円	円	円	
合計					

(変更後)

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備 考
			補助金 (A)	その他 (B)	
スマート農業・農業支援 サービス事業導入総合 サポート緊急対策事業 (農業支援サービスの 立上げ支援)のうち 〇〇〇〇		円	円	円	
合計					

(注) 1 区分の欄の〇〇〇〇には、農業支援サービス事業育成対策又はスマート農業機械等の導入支援と記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加を行うこと。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

☐ 免税事業者

☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

☐ 地方公共団体の一般会計

☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

3 事業の完了予定年月日（※2） 令和〇年〇〇月〇〇日

※1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

2 廃止の場合は「事業の完了予定年月日」を空欄とすること。

3 添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

収支精算書

1. 収入の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 補助金 2 自己資金	円	円	円	円	
合 計					

2. 支出の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート 緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）のうち 〇〇〇〇	円	円	円	円	
合 計					

（注）区分の欄の〇〇〇〇には、農業支援サービス事業育成対策又はスマート農業機械等の導入支援と記載のこと

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

2 事業の完了年月日 令和〇年〇月〇日

3 添付資料

- ・事業の実績を記載した事業実施計画書

（注）添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる）。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			令和	年度	農林水産省所管補助金名										
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業 種目	事業 主体	工種構 造施設 区分	施工箇 所又は 設置場 所	事業量	着工年 月日	竣工年 月日	総事業 費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月 日	処分の 内容		
									国庫補 助金	県費	市町村 費	その他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合計																	

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名

和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの立上げ支援）補助金に関する交付決定前着手届

和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）補助金交付要綱第 8 の規定により、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注 1：「事業費」欄は、総事業費（税込）とする。

別記第 11 号様式（第 9 関係）

令和〇〇年度和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの立上げ支援）補助金概算払請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和〇年〇月〇日付け経第〇号で交付決定通知のあった標記事業について、和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）補助金交付要綱第 9 の規定に基づき、下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。
また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	補 助 事 業 に 要 す る 経 費	国 庫 補 助 金	既受領額 (B)		遂行 状況 〇月〇 日現在 の出来 高	今回請求額 (C)		残高 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日現在 の出来 高	金額	〇月〇 日までの出来 高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注)
- 1 下線部は、交付等要綱第 17 第 1 項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
 - 2 「区分」の欄には、交付等要綱別表 2 の区分の欄の事業名を記載すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

事業実施状況報告書

令和〇〇年度和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの立上げ支援のうち
農業支援サービス事業育成対策／スマート農業機械等導入支援※）

1 事業実施主体名

2 成果目標の達成状況

事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）	事業実施前年度 （〇年度）	事業実施年度 （〇年度）	〇年度	目標年度 （〇年度）	事業実施状況報告 年度（〇年度）の 達成率（%）
成果目標に係る年度ごとの目標値					
成果目標に係る年度ごとの実績値					

拡大量（目標年度実績値－事業完了前 年度実績値）（ha）	
---------------------------------	--

3 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等についても記入すること）

--

4 添付資料

- ・「2 成果目標の達成状況」に記入した成果目標達成状況の値に関する根拠資料を添付すること。
- ・目標年度における事業実施状況報告書には、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを添付すること。

※農業支援サービス事業育成対策又はスマート農業機械等導入支援のいずれかを○で囲むこと

年 月 日

和歌山県知事 様

事業実施主体名

所 在 地

氏 名

和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）の事業実施状況報告書（〇〇年度）の提出について

和歌山県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの立上げ支援）補助金交付要綱第 10 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

- （注） 1 関係書類として、様式第 12 号の事業実施状況報告書を添付すること。
- 2 実施要領別記 3－2 の第 9 による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること。（実施要領様式第 16 号）